

○東京藝術大学外国人留学生地域交流要項

〔平成18年12月13日〕
学 長 裁 定

改正 平成20年 4 月15日 平成25年10月24日
平成27年 5 月14日 平成31年 1 月 8 日

(目的)

第1 この要項は、本学の外国人留学生（以下「留学生」という。）と国内の諸地域（以下「地域」という。）との交流に関する事項を定め、本学の教育研究の成果を広めるとともに留学生の実りある留学に資することを目的とする。

(交流趣旨)

第2 交流は、地域の教育機関、地方公共団体、公益法人、ボランティア団体、民間団体等（以下「団体等」という。）と本学が、以下の趣旨に基づき行うものとする。

- (1) 地域と本学の相互発展に係る交流
- (2) 教育研究の成果を発表するための交流
- (3) 教育研究活動の支援に係る交流

(交流要件)

第3 交流は、留学生及び本学の教育研究活動に資するとともに、当該地域における芸術文化活動の進展に寄与するものとする。

(交流経費)

第4 交流に係る経費は、団体等が負担するものとする。

(申請)

第5 団体等は、原則として交流を行おうとする日の6か月前までに、別紙「東京藝術大学外国人留学生地域交流申請書」（以下「申請書」という。）を学長に提出するものとする。

(審議)

第6 申請書の審議は、関係部局と連携しつつ、グローバルサポートセンター運営委員会が行うものとする。

(庶務)

第7 この要項の庶務は、国際企画課において処理する。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成18年12月13日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年 4 月15日から施行し、平成20年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年 7 月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成31年1月8日から施行する。

(別紙)

(元号) 年 月 日

東京藝術大学長 殿

東京藝術大学外国人留学生地域交流申請書

このたび貴大学の外国人留学生との交流を希望しますので、下記のとおり申請します。

記

団 体 名 代表者氏名		印			
実施担当者		職名 電話 () E-MAIL	氏名 FAX ()		
所 在 地		〒 —			
交 流 名					
参 加 者	地域側 参加者	開催関係者 人、学生・生徒 人、一般 人、 その他 () 人			
	大学側 参加者	外国人留学生 人、教員 人、事務職員 人、 参加者その他 () 人			
実施日程		(元号) 年 月 日～(元号) 年 月 日 (泊 日)			
交流予算額 (概算額)		円			
連携協力する機関等 (別添可)					
名称 :		共催・協賛・協力			
名称 :		共催・協賛・協力			
名称 :		共催・協賛・協力			

添付書類

1. 団体等の組織、事業等の概要
2. 交流の企画書 (企画内容、予算に係る事項、留学生の事故等に対応する事項等、具体的に記入してください)
3. その他、関係資料

(注) 各種印刷物、ホームページ等には、本学との交流事業である旨の表記をお願いします。